

議案第 36 号

市川市火災予防条例の一部改正について

市川市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 22 年 11 月 26 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市火災予防条例の一部を改正する条例

市川市火災予防条例（昭和 37 年条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 29 条の 5 に次の 1 号を加える。

- (6) 複合型居住施設用自動火災報知設備（複合型居住施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 22 年総務省令第 7 号）第 2 条第 2 号に規定する複合型居住施設用自動火災報知設備をいう。） 同令第 3 条第 2 項に定める技術上の基準

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正を踏まえ、複合型居住施設に複合型居住施設用自動火災報知設備を設置したときは、共同住宅部分の住宅用防災警報器等の設置を免除する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。